

消費税法施行令等の一部を改正する政令要綱

一 消費税法施行令の一部改正（第1条関係）

1 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行うこととする。（消費税法施行令第18条、第18条の6関係）

(1) 輸出物品販売場において免税購入することができる日本国籍を有する非居住者は、国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有することにつき一定の書類により確認がされた者とする。

(2) 免税購入対象者が行う旅券情報等の提供は、デジタル庁が整備及び管理をする情報システムを用いて行うことができる。

(3) 免税購入した物品を輸出しない免税購入対象者から消費税の即時徴収等を行う場合の税関長の権限について、当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関官署の長に委任されるものとする。

(注) 上記(1)及び(2)の改正は、令和5年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

2 課税貨物を保税地域から引き取る事業者が仕入税額控除の要件として保存することとされている輸入許可書等の書類には、これらの書類に係る電磁的記録を含むこととする。（消費税法施行令第49条関係）

(注) 上記改正は、令和4年4月1日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税に係る上記の電磁的記録について適用する。（附則第2条関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）の一部改正（第2条関係）

1 事業者（適格請求書発行事業者に限る。）が強制換価手続により執行機関を介して課税資産の譲渡等を行う場合には、当該執行機関は当該事業者にとって適格請求書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を交付し、又は提供することができることとする。（消費税法施行令等の一部を改正する政令第1条関係）

2 課税仕入れ等に係る特定収入について仕入税額控除を制限された事業者が、当該課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額（課税仕入れに係る支払対価の額が免税事業者等から行ったもので

あることにより仕入税額控除が認められないこととなるものをいう。)の合計額を国等への報告文書等により明らかにしているときは、一定の方法により計算した金額をその明らかにした課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に加算できることとする。(消費税法施行令等の一部を改正する政令第1条関係)

- 3 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により登録開始日から課税期間の末日までの間について事業者免税点制度の適用を受けないこととなる事業者が、その登録開始日を含む課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間から簡易課税制度を適用できることとする。(消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第18条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)